

●**原動機付自転車**（125cc以下）
小型特殊自動車（コンバイン・トラクター・フォークリフト等）
登録・廃車手続きは、申告書のほか次の書類等が必要です。

	添付書類等	手続場所
購入の場合 (中古車含む※1)	販売証明書、印鑑（認印可）	税務課 ☎25-8116
譲受の場合	譲渡証明書、廃車証明書、 印鑑（認印可）	各支所窓口
廃車・譲渡の場合	ナンバープレート、印鑑（認印可）	
上記届出を 代理人がする場合	上記に加え委任状 販売事業者等も委任状が必要※2	

※1 中古車両（原動機付自転車・小型特殊自動車）の登録時に廃車証明書の添付は不要です。
※2 販売事業者の方が代理人となる場合においても委任状を添付してください。

●**その他の車種**
下記へお問い合わせください。

車種	手続場所
軽二輪 (125ccを超え250cc以下)	滋賀運輸支局 守山市木浜町2298-5 ☎050(5540)2064
小型二輪 (251cc以上)	軽自動車検査協会 守山市木浜町2298-3 ☎077(585)7103
軽三輪	
軽四輪	

お済み
ですか？

軽自動車、バイクの 登録・廃車・名義変更

軽自動車を取得した場合や、廃車・譲渡をした場合には届出が必要
です。

- 取得した場合 15日以内
- 廃車した場合 30日以内

また、トラクターやコンバインの買替えの場合も登録の変更手続きが必要
です。軽自動車税は、軽四輪自動車・バイク・トラクターなどの所有者に対して毎年4月1日を基準日として課税されます。まだ届出を済ませられていない車両がありましたら、早急に手続きをしてください。なお、車種によって手続場所や添付書類等が異なりますので、事前にご確認ください。



近江今津駅・安曇川駅に続き、近江高島駅のエレベーターが完成し、3月7日から、ご利用いただけます。
近江高島駅では、高島市民病院の開院に合わせて、だれもが利用しやすい駅となるよう、平成23年9月からバリアフリー化事業を進めてきました。これによりエレベーターなど次の設備を整備しました。

JR湖西線 近江高島駅 エレベーター完成！

バリアフリー化事業の概要

- ・障がい者対応型エレベーター
- ・階段部分の2段手すり
- ・音響音声案内装置（ホーム）
- ・点字案内板 2か所
- ・視覚障がい者誘導用ブロック
- （駅舎内・ホーム）
- ・男女共用多機能トイレ 1か所

★乗って増やそう★
湖西線ダイヤ

JR湖西線は、通勤・通学をはじめ通院や買い物など、市民生活に欠かすことのできない安全安心な交通手段です。多くの方のご利用が、大きな力となり、湖西線の利便性向上につながります。

閩交通対策課
☎(25)00588

軽自動車税の減免制度

心身に障がいのある方が所有または使用される軽自動車について、申請により軽自動車税を減免する制度があります。減免が受けられるのは、車両の状況と障がいの程度が右表に該当する場合です。

- ▼**申請方法**
次の書類を税務課または各支所窓口へお持ちください。
- 減免申請書（税務課・各支所にあります）
 - 身体障害者手帳（または、戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）
 - 運転免許証（本人が運転しない場合は、同一生計の方の運転免許証）
 - 自動車検査証 ○印鑑（認印可）

- ▼**申請期間** 4月2日(月)～5月24日(木)
▼**注意事項**
減免は、普通自動車または軽自動車のいずれか1台のみです。
障がいの程度や車両の要件は、**4月1日の状況が基準**となります。

●減免の対象となる車両の状況 (基準日 4月1日)

対象者	所有者	運転者
身体障害者 18歳以上	本人	本人・同一生計の方
18歳未満	同一生計の方	同一生計の方
知的障害者・精神障害者	同一生計の方	同一生計の方

●減免の対象となる障がいの範囲 (基準日 4月1日)

障害の区分	運転する人が身体障害者本人	
	運転する人が同一生計の方または常時介護者	
視覚障害	1級～4級	
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級 (喉頭摘出者のみ)	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
	移動機能	1級～6級
心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸機能障害	1級・3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
肝臓機能障害	1級～3級	
知的障害者	療育手帳に記載された障害の程度が「A」の方	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の方	

※戦傷病者の方は、税務課までお問い合わせください。

軽自動車税の納期限は5月31日(木)に変更になります 閩税務課 ☎(25)8116

「節電」にご協力ください
12月19日～3月23日

ぽかぽか
大作戦

食べもので体をホットに

【出典：関西電力株式会社】 閩環境政策課 ☎(25)8123

毎日の食事は、私たちのエネルギー源。きちんと栄養をとらないと、体のなかで十分な熱をつくり出せません。食生活をちょっと見直してみませんか。

温かい料理を積極的に

温かいものを食べると直接体が温まり、全身の血めぐりがアップ。特に汁ごと食べられるスープや鍋ものなどがおすすめです。冷たい食べ物・飲み物はなるべく避けて、果物も冬は常温で。

規則正しくバランスよく

毎日決まった時間に、栄養バランスのいい食事をするのは、冷えにくい体づくりの基本。きちんと食べれば、体のなかで十分な熱がつくれ、その熱が血液の流れを通して全身に運ばれるので体が温まります。

腹八分目をキープ

無理なダイエットをすると熱源不足で体が冷えます。逆に食べすぎても血流が悪くなるので、やはり冷えを招くことに。少なすぎず、多すぎない、腹八分目の心がけを。

